

## 生活文化局に寄せられた都民の声と対応事例（令和4年3月分）

### <消費生活>

聞いたことのない会社から、架空請求と思われるメールが来る。どうすればよいか？

#### 【説明】

平素より都の消費生活行政に御理解・御協力いただきありがとうございます。

東京都には、心当たりのない料金を請求するメールやSMSが届いたという情報が多く寄せられております。

心当たりのない請求であれば架空請求と考えられますので、URLへのアクセスや電話はせずに見捨ててください。また、御心配なことがありましたら、消費生活センターまで御相談ください。消費者ホットライン（局番なし）188（いやや）にお電話いただければ、音声案内により、最寄りの消費生活センターに繋がります。

なお、東京都のHP「東京暮らしWEB」において、架空請求の通報を受け付けております。通報は下記のページよりお願いいたします。

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/torihiki/taisaku/report.html>